

東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務仕様書

1 業務名

東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

2 業務目的

2050年の脱炭素社会の実現を見据えた東北町地球温暖化対策実施計画（区域施策編）を策定するにあたり、東北町の温室効果ガス排出量に関する現状及び将来推計に必要な分析、将来推計、地域脱炭素の実現のための目標設定、必要の政策及び施策の検討、進捗管理のための指標及び体制構築の検討等に係る業務を委託することにより、専門的分析や専門的な見地を活かし、より実効性のある計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年1月9日まで

4 業務対象地域

青森県上北郡東北町地内

5 業務計画

受注者は、本業務遂行にあたり、発注者との十分な協議を行い、次に掲げる書類を作成して、発注者に提出し、承認を得るものとする。

- （1）着手届
- （2）工程表
- （3）配置技術者届
- （4）業務実施計画書
- （5）その他発注者の指示する書類

6 業務内容

本業務は、環境省補助事業（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用して実施する。環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」などで示される考え方に基づき、適切な方法で行うこととする。

また、町の上位計画や関連計画、国・県の関連計画との整合性を十分に図るとともに、改正地球温暖化対策推進法第21条に定められた、区域の自然的社会的条件に応じた再生可能エネルギー利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施

に関する目標を示した計画とする。

本業務の内容については、計画の策定に必要と思われる事項を下記のとおり概ね明記しているが、プロポーザルの実施によって、契約を締結した事業者（以下「受託者」という。）から企画提案された内容に基づき協議のうえ行う。

（１） 温室効果ガス排出量に関する基本的事項の整理・現状分析

計画策定に必要となる地球温暖化の現状と地球温暖化をめぐる国内外の動向を整理し、東北町の自然的、経済的、社会的条件を踏まえた温室効果ガス排出量、再生可能エネルギーの導入状況及び温室効果ガス削減の取組に関する基礎情報の収集を行い、現状分析及び課題の把握する。

調査項目は、地域の自然的・経済的・社会的条件の整理、町民及び事業者の温暖化に対する意識調査（町民 1,500 世帯、事業者 200 件程度）及び温室効果ガス排出及びエネルギー消費の現状とする。

受注者は意識調査の調査項目の検討、作成、印刷、発送、回収、集計及び分析を行い、調査結果報告書を作成すること。

なお、調査票はA4版10ページ程度（設問数20問程度）、調査方法は郵送による配布・回収を想定しており、町と協議の上決定することとし、アンケート調査に係る費用は受注者の負担とする。

（２） 温室効果ガス排出量推計に必要な情報の分析

東北町の再生可能エネルギーの導入状況及び温室効果ガス排出量について分析する。

（３） 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

東北町の基準年度の2013年度、目標年度の2030年度（中期目標）及び2050年度（長期目標）の温室効果ガス排出量を推計する。

（４） 2050年ゼロカーボンを見据えた再生可能エネルギー導入目標の設定

2050年までの脱炭素社会を見据えた適切な再生可能エネルギー導入目標を、地域の実情を踏まえて設定する。導入目標は、東北町の再生可能エネルギーの賦存量や潜在性を考慮し、種別ごとに導入目標を設定する。

地域の再生可能エネルギーの導入目標は、再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。

（５） 地域脱炭素の実現に必要な政策及び重要な施策の検討

東北町の地域脱炭素を実現するための必要な政策及び重要な施策を検討する。

（６） 進捗管理のための指標及び体制構築の検討

東北町の地域脱炭素を実現するための進捗管理のための指標及び計画策定後の

脱炭素を推進するための体制構築を検討する。

(7) 委員会開催支援（3 回程度を想定）

本計画の内容を審議するための東北町地球温暖化対策実行計画協議会（仮称）を設置する。また、町が本審議会を開催した場合、受託者は審議会で使用する資料を作成し、出席するとともに資料の説明、質疑に対する応答を行うほか会議録の作成等の運営を支援する。なお、当該資料は本協議会に先立ってその1週間から2週間前に開催する庁内課長級の協議会開催の10日程度前までに作成すること。

(8) パブリックコメントの実施支援

東北町のホームページ等で公表するための関連資料の作成を支援する。

(9) 東北町地球温暖化防止率先行動計画（区域施策編）の策定

前項までの結果を取りまとめ、東北町地球温暖化対策実施計画（区域施策編）の計画素案を作成する。また、区域施策編原案のパブリックコメントを行うに当たり、公表する資料の作成等を行う。なお、計画書及び概要版には写真、イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。

7 業務スケジュール等

計画の策定までに係るスケジュールは、協議のうえ定めるものとし、その定めたスケジュールに沿って遅延なく進めるものとする。

8 打合せ及び報告等

業務を適正かつ円滑に実行するため、業務方針や業務内容等の確認について、双方が必要な都度打合せを行うものとする。

打合せが行われた場合は、受託者が打合せ記録を作成し、相互に確認するとともに必要に応じて進捗状況等を町に報告するものとする。

9 成果品

成果品は、ホームページ上での公開を前提に作成し、電子データ及び紙媒体で納品するものとする。

電子データについては、町が使用する機器及びソフトウェアで読取、閲覧、編集、出力できる形式とする。

紙媒体については、原則、A4縦型、左綴じで製本し、カラー刷りとする。

成果品については、以下のとおりとする。

(1) 本業務の成果品は以下のとおりとし、仕様の詳細は協議の上決定する。

- ① 業務報告書 1部
- ② 東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案） 電子媒体
- ③ 東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版（案） 電子媒体

④ その他関係資料 1 式

- (2) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。
- (3) 電子データについては、編集可能なファイルとし、形式をDVD-R、USBメモリ等の電磁的記録媒体に格納して納品する。

10 注意事項

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 行政情報及び個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守して漏洩・流出してはならない。また、本業務の履行後も同様とする。
- (3) 本業務の成果における著作権や著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権、使用等（以下「著作権等」という。）の権利については、すべて町に帰属するものとし、町の承認を受けずに複製や他への公表、貸与、使用してはならない。
- (4) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (5) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (6) 本業務の完了後、受託者の責任に帰すべき理由により成果品に誤りや不備等が確認された場合は、町が必要とする訂正、補正、その他必要な措置を受託者が行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本業務は、環境省の補助事業である令和6年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解したうえで、補助金の交付規定等を遵守し業務を実施すること。

11 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、町と受託者が協議して行うものとする。

12 担当部署（納品場所）

本業務の担当部署及び成果品の納品場所は、下記のとおりとする。

東北町 保健衛生課

住 所：〒039-2401

青森県上北郡東北町大字上野字上野 191 番地 1

電 話：0176-56-2933（直通）

メール：hoken@town.tohoku.lg.jp